

## ■平成28年度 経済環境委員会 所管事務調査報告

### 調査テーマ：有害鳥獣対策とジビエ振興の推進について

#### 1. 有害鳥獣被害の状況

本県における有害鳥獣の被害は、主にイノシシ、シカによる農作物の食害となっており、県を挙げて有害鳥獣対策を実施し、年々被害金額は減っているものの、平成27年度における被害金額は、約5億円となっている。

#### 【宮崎県内の有害鳥獣被害額】

(単位：千円)

	イノシシ	シカ	サル	鳥類	その他	計
H25	333,956	260,661	72,870	42,423	19,870	729,780
H26	260,164	237,718	65,454	44,428	20,385	628,149
H27	200,959	173,536	63,931	49,668	13,996	502,090

#### 2. 本市の取り組み状況

##### (1) 有害鳥獣捕獲対策事業

###### ① 鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業

有害鳥獣捕獲班員が行う、有害鳥獣捕獲に対し、1頭当たり8,000円を助成する。

###### ② 地域でシカ捕獲体制強化事業

###### ・ 有害捕獲

有害鳥獣捕獲班員が行うシカ捕獲に対し、1頭当たり8,000円を助成する。

###### ・ 一般狩猟

猟期内に一般狩猟者が行うシカ捕獲に対し、1頭当たり4,000円を助成する。

###### ③ 野生猿捕獲体制強化事業

野生猿特別捕獲班員が行う野生猿捕獲に対し、1頭当たり21,000円を助成する。

#### 【延岡市の有害鳥獣捕獲頭数】

	イノシシ	シカ	サル	カワウ	その他鳥類	計
H25	1,362頭	2,228頭	77頭	0羽	100羽	3,767頭羽
H26	2,785頭	3,212頭	127頭	30羽	199羽	6,353頭羽
H27	1,918頭	2,778頭	107頭	21羽	175羽	4,999頭羽

## (2) 鳥獣害防止支援対策事業

集落単位で鳥獣被害対策のために行う侵入防止柵設置に対し、資材を支給する。

### 【延岡市の侵入防止柵整備状況】

	ネット柵	金網柵	ワイヤーメッシュ柵	電気柵	計
H 2 5	3,740m	6,675m	0m	7,250m	17,665m
H 2 6	15,550m	2,635m	33,730m	6,350m	58,265m
H 2 7	700m	1,100m	16,032m	5,580m	23,412m

## (3) ジビエ普及拡大推進事業

宮崎県が主体となり、有害鳥獣対策の機運醸成及びジビエを活用することによって中山間地域の所得向上、地域活性化を目指すことを目的に、平成28年5月16日に「みやざきジビエ普及拡大推進協議会」を設立した。

### ① 消費拡大活動

イオンモール宮崎にて、みやざきジビエフェアを開催し、ジビエ料理のふるまい、ジビエ料理の販売、ジビエ製品の販売等を行った。

### ② 人材育成活動

- ジビエの普及拡大に向けた処理加工研修
- ジビエの普及拡大に向けた調理研修

### ③ 処理加工施設等の改善指導

処理加工施設等を対象にした衛生管理状況の確認

## 3. 他自治体の取り組み状況

### ≪市原市（千葉県）≫

#### (1) 有害鳥獣対策について

##### ① 具体的取り組み

##### ○ 狩猟免許取得補助金

狩猟免許を新規取得する場合、申請手数料5,200円・講習会受講料30,000円の全額を助成する。

##### ○ 檻・罠購入補助金

町会による有害鳥獣捕獲に使用する、イノシシ用箱わなを購入・製作する費用の1/2を助成する。（上限37,500円）

##### ○ 捕獲交付金

町会による有害鳥獣捕獲において、捕獲したイノシシの頭数に応じて、捕獲費用の補助として、捕獲交付金（成獣1頭当たり8,000円・幼獣1頭当たり1,000円）を交付する。

##### ○ 有害鳥獣アドバイザー委託事業

平成27年度に専門家とアドバイザー委託を締結し、科学的知見に基づく被害状況の分析による「市原市イノシシ被害対策計画」を策定した。

○ 鳥獣被害対策実施隊の設置

地域ぐるみの取り組みをさらに強化するため、平成28年3月に「市原市鳥獣被害対策実施隊設置要綱」を制定、また「市原市鳥獣被害対策実施隊に関する条例」を定め、技術指導及び普及啓発をする人材を市民から任命し、地域での被害対策の指導や支援を行っている。

② 取り組みの効果

猟友会と町会の協働による捕獲を開始してからは、町会の捕獲従事者は年々増加し、平成27年度には、90町会180名が捕獲に取り組んでおり、平成27年度のイノシシ捕獲頭数2,106頭のうち、町会が捕獲した頭数は約1,700頭となっている。

イノシシ捕獲頭数	
平成24年度	473頭
平成25年度	462頭
平成26年度	1,030頭
平成27年度	2,106頭

③ 今後の取り組みや課題

市原市イノシシ被害対策計画（計画期間：平成28年4月1日～平成32年3月31日）に基づき、市民の自発的な対策意欲や集落ぐるみで対策を行うための研修会・説明会の実施、集落対策リーダーや地域対策リーダーの育成をするための人的支援体制の確立、箱わなの設置数増加支援や捕獲技術の向上を図り、短期目標（平成28年度）として、「地域特性に応じた各種対策事業の再編・整備によるイノシシ被害軽減化」、中期目標（平成28年～平成31年度）として、「行政と市民における総合的獣害対策力の向上」、長期目標（平成32年度～）として、「獣害のない農村や都市部での地域振興」といった管理目標を掲げ、有害獣対策に取り組む。

(2) ジビエ振興の取り組みについて

① ジビエ料理開発事業

年々増加するイノシシによる農作物の被害対策のため、市原市では、猟友会や町会が協働してイノシシの捕獲に取り組んでいる。そのような中で、地域経済の振興を目指し、国の地方創生先行型事業を利用して、官民共同で「ジビエ料理開発事業」に取り組むこととなった。

ジビエ料理の開発は、市原市料理飲食店組合へ委託し、市原市内で捕獲されたイノシシを「いちはらワイルドポーク」と銘打ち、現在は、市内35店舗の飲食店にて様々な形のメニューで提供されている。また、加工品としての開発をカフェ・カンパニー株式会社へ委託し、「房総ジビエ」としてサラミやジャーキーを市原市内の道の駅で販売しており、好評を得ている。

② 今後の取り組みや課題

現在は、捕獲したイノシシの解体処理は、協定により隣町の大喜多町の解体処理施設で行っているが、鮮度保持のため、処理施設に近い市南部の一部

で捕獲したイノシシしか食用として流通していない。また、東日本大震災による福島第1原発事故以降、県内で捕獲された野生動物を食用肉として出荷するためには、処理施設と自治体職員の立ち会いや、放射性物質の全頭検査が必要となっている。そのため、解体処理時に自治体職員の立ち会わなくても解体加工が出来るよう、規制緩和を求めているほか、市原市内での解体処理施設の建設を検討している。

#### 4. まとめ

宮崎県内における有害鳥獣による農作物等被害額については、年々減少しているものの、平成27年度における被害額は約5億円となっており、農家の生産意欲の向上や中山間地域の所得向上による地域活性化のためにも、積極的な対策の推進が必要である。

本市における有害鳥獣対策については、延岡市有害鳥獣対策協議会や延岡市野生鳥獣被害対策協議会と連携し、有害鳥獣の捕獲や侵入防止柵の設置等を行っているところであるが、これらに従事する方々の高齢化が進み、後継者不足や技術の継承といった人材確保及び育成が課題となっている。そのようなことから、今後も継続して対策を実施するためにも、地域を挙げて研修等を行い、有害鳥獣に対する住民の意識の醸成や知識の向上を図り、地域ぐるみで人材を育成する環境の構築が重要である。

ジビエの振興については、宮崎県が主体となり、ジビエ普及拡大の推進に取り組んでいるところであるが、今後は、本市独自の取り組みも必要である。調査を行った市原市においては、民間団体（市原市料理飲食店組合）を巻き込み、様々なジビエ料理の開発を行い、各店舗がオリジナリティ溢れるジビエ料理を提供している。このような取り組みは、消費者にジビエの魅力を伝えるとともに、消費が拡大されていくことにより、地域振興にも繋がっていくと考えられるため、本市においても官民一体となった取り組みの推進が必要である。

有害鳥獣対策とジビエの振興は、捕獲したものを食肉として活用するといった表裏一体の関係であり、ジビエの消費が促進されることにより、有害鳥獣の捕獲の増加に繋がり、被害防止が図られると考える。ジビエの消費拡大については、適切な解体処理や販路の確保は当然のことながら、消費者にジビエの魅力を認識してもらうことが重要である。現在、本市において推進している食をテーマにした「東九州バスケット化構想」を契機として、延岡ブランドとしてジビエの振興を図り、ひいては有害鳥獣被害の防止にも繋がる取り組みとなるよう期待する。

## 調査テーマ：インバウンドの推進について

### 1. インバウンドを取り巻く状況

近年、日本を訪れる外国人旅行者は、概ね増加傾向で推移しており、平成25年には初めて年間1,000万人を突破した。特に、タイ、マレーシア等の東南アジア各国については、平成25年7月に実施されたビザ要件の緩和に加え、為替レート等の経済環境や航空ネットワークの充実等の諸施策が相まって、大幅に増加している。そのような中、政府は、訪日外国人旅行者数を2020年に4,000万人とすることを目標に、MICEの開催・誘致の促進、通訳ガイド制度の整備、外国人旅行者向け消費税免税制度の改正等に取り組んでいる。

### 2. 本市における取り組み状況

#### (1) インバウンドの取り組み

##### ① タイ市場誘客プロモーション連携事業

平成28年7月14日～17日にタイ最大の旅行博覧会であるタイ・インターナショナル・トラベル・フェアへ参加し、JNTO（日本政府観光局）が主催するブースにおいて、英語版トリップ延岡などを持参するとともに、イベントステージにて延岡のPRを行い、国際定期便を運航する航空会社やタイ旅行代理店等に対してツアー造成等のプロモーションを実施するとともに、旅行博覧会に参加している個人客等への誘客を図った。

##### ② インバウンド旅行会社視察研修

九州におけるインバウンドのほとんどが、福岡市の旅行代理店を通して行われていることから、観光旅行商品造成促進のため、福岡市のインバウンドを扱う旅行会社の企画担当者を延岡花物語開催の時期に併せて、本市へ招聘した。

##### 【招聘旅行会社】

- ・ 日本中国旅行
- ・ ワイズジャパン
- ・ 西日本国際旅行社
- ・ 近畿日本ツーリスト九州

##### ③ オーストラリア修学旅行受入れ

平成28年3月27日に、オーストラリアのパルコム・グラマー・スクール高等部の生徒20名と先生2名をホームステイでの受け入れを行い、琴や茶道、餅つき等の日本文化体験のおもてなしを行い、好評を得た。また、平成29年4月に来延予定となっている。

#### (2) 今後の取り組みと課題

インバウンドにおける旅行形態は、爆買いなどの買い物を中心とした旅行から、体験型旅行へシフトしており、今後は民泊等の受け入れが重要となってくる。今後は、インバウンドはもとより、教育マーケットをターゲットに営業活動を行い、校外学習の誘致を図っていき、将来的には、修学旅行を受け入れられるよう民泊軒数を拡充していく。

また、タイにおいては、延岡観光大使であり、タイ在住の山口瑠璃子氏とのパイプがあり、インバウンドに向けた営業活動を積極的に行っていく。

### 3. 他自治体の取り組み状況

#### 《仙北市（秋田県）》

##### （1）インバウンド誘客促進事業の取り組み

###### ① インバウンドセールスプロモーション事業

地方創生交付金を活用し、インバウンドのセールスプロモーションを大手旅行会社に委託。旅行会社の全国の営業所を活用して、仙北市を全国規模でPRする。

###### ② 外国人向け体験コンテンツの開発

角館町にある武家屋敷通りを活用し、地元の劇団である「わらび座」より、ちょんまげのカツラや武士の衣装等の貸し出しの協力を得て、外国人が武士の格好をして実際に体験してもらうメニューを開発した。

###### ③ 多言語コールセンターの開設

土産屋等で店員が外国語を話せない場合、コールセンターへ電話することによって通訳を行う。外国の方はもちろん、地元の方からも好評を得ている。

##### （2）インバウンドグリーンツーリズムの取り組み

###### ① 農山村デザイン室の設置

元々は教育旅行とグリーンツーリズムを行う部署で、様々な観光資源や民間団体と協力し色々なメニューを仙北市の魅力として一体化させ、新たな旅行形態を確立させることが目的であった。そのような中、いち早く農山村へのインバウンド観光に取り組んできたということもあり、平成27年4月からは農林部から観光商工部の所属となり、国際観光と国際交流も所管することとなった。

###### ② 国際教育旅行の受け入れ

国内の教育旅行を受け入れてきた実績やノウハウを生かし、平成24年から台湾からの教育旅行の誘致を市が先導となり開始。農家に宿泊することによって昔ながらの日本の文化を体験できるということが人気となり、毎年3～5校が訪れている。

#### 【農家民宿への宿泊者数】

	H23	H24	H25	H26	H27
農家民宿宿泊者数	8,298	10,202	10,057	10,186	9,405
農家民宿外国人宿泊者数	—	306	300	529	801

###### ③ 今後の取り組みと課題

平成28年5月に地方創生特区の規制緩和活用メニューとして、複数の農家民宿や農家民宿の団体による旅行商品の企画や販売が出来るよう、旅行業法の適用除外を要望した。その要望を受け政府では、「日本再興戦略2016」

の中で、訪日外国人を含めた観光客の増加に対応し、地方創生を推進するためにも、農家民宿など、受け入れ側の地域における意欲のある宿泊事業者等が、地域固有の資源を生かした地域限定の旅行商品を企画・提供していくことが重要であり、こうした「着地型旅行商品」の取扱いが広がるよう、旅行業法上の必置資格である総合旅行業務取扱管理者について、試験の簡素化等の見直しを検討し、所要の措置を講ずるとしている。これにより、農家民宿による着地型の旅行商品を企画・販売・催行することが可能となるほか、インバウンドにおいても、海外旅行会社からのランドオペレーター業務の受託が可能となり、グリーンツーリズムに向けた活動の機会が広がることが期待される。

また、近年では、FIT（個人型旅行）が増えていることから、FIT 誘客の取り組みが重要であると考え、海外の旅行会社と連携しつつ、農家も自らが予約等を受け付けられるような体制を整える必要がある。

#### 4. まとめ

東九州自動車道の北九州～宮崎間の開通を迎え、本市においては、第6次長期総合計画に掲げる「食の魅力を活かした誘客推進」や「滞在型観光・体験型観光の推進」といった施策が行われているところである。特に、「食の魅力を活かした誘客推進」については、「食」をテーマとした「東九州バスク化構想」を打ち出したところであり、インバウンドへの効果も期待される。

そのような中、本市のインバウンド施策については、英語版トリップ延岡の作製やタイを中心とした旅行商品のセールスプロモーション、福岡市の旅行代理店に対する営業活動等が行われているところであるが、それに加え、今後は、近年増加傾向にあるFIT（個人型海外旅行）をターゲットとした取り組みも必要である。

FITにおける情報収集のツールは、FacebookやTwitter、Instagramといった多岐に渡るSNSが主流となっており、旅行者によるクチコミやブロガーによる旅行レビューが重要となっており、そのようなことから、インターネットによる情報発信においては、様々なSNSの活用や、情報の多言語化を行い、多様化する訪日外国人旅行客に対応できる環境を整えることが重要である。

また、調査を行った仙北市においては、農家民泊を中心としたグリーンツーリズムの体験型観光を推進することにより、国内はもとより、海外からも多くの教育旅行を受け入れている。このような取り組みは、受け皿となる農家の存在が大前提であるが、本市においても仙北市と同様に多数の農家が存在しており、受け入れ体制の構築や農家の理解が必要ではあるものの、インバウンド観光誘致のひとつの手段となり得るのではないかと考える。

今後は、そういった先進事例等も参考にしながら、グリーンツーリズムや日本の文化体験といった民泊による体験型旅行の受け皿の構築や訪日外国人旅行客のニーズに沿った誘致について研究し、観光のグローバル化に取り組むことが重要である。